

# 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う社債等に関する業務規程等の一部改正について

2021年2月16日

株式会社証券保管振替機構

## 1. 改正趣旨

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、会社法（平成17年法律第86号）が改正され、新たに、社債権者のために社債管理の補助を行う社債管理補助者制度が規定された。併せて、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）の施行等に伴い、「社債、株式等の振替に関する命令」（平成14年内閣府法務省令第5号）が改正されたことから、「社債等に関する業務規程」（以下「規程」という。）、「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「施行規則」という。）及び「社債に係る必要な情報の通知に関する規則」（以下「通知規則」という。）の一部を改正するとともに、その他所要の改正を行う。

## 2. 改正概要

### （1）銘柄情報に係る発行代理人の通知事項の追加

一般債の銘柄情報に係る発行代理人の通知事項及び機構が提供する一般債の事項に、社債管理補助者の氏名等を追加する。

（規程第58条の6、施行規則第30条）

### （2）社債情報伝達サービスの利用者の追加

通知規則で規定する、社債情報伝達サービス（発行者等から社債に係る必要な情報に係る通知の申出を受けて、一般債振替制度の階層構造を通じて、社債権者に当該必要な情報を通知する取扱いをいう。以下同じ。）の利用者に、社債管理補助者を追加する等、所要の改正を行う。

（通知規則第6条から第10条まで、第13条及び別表）

### （3）その他

2021年末以降にLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の恒久的な公表停止が想定されていることに対応し、社債権者集会開催の周知が必要となる銘柄が社債情報伝達サービスの対象となるよう、同サービスの対象債券を拡大する。

（通知規則第2条）

## 3. 施行日

この改正規定は、2021年3月1日から施行する。

以上